

八頭町保育所入所選考（利用調整）基準表

○ 八頭町の保育所の入所にあたっては、本表により利用調整基準指数を求めるものとする。

「(1)基本指数(保護者A+保護者B)」+「(2)調整指数」=（合計）「利用調整基準指数」

(1) 基本指数

番号	保育が必要な事由・状況等			指数
①	就労 (自営業・農林水産業・内職を含む)	月160時間以上（週40時間以上）の就労を常態としている		10
		月140時間以上160時間未満（週35時間以上40時間未満）の就労を常態としている		10
		月120時間以上140時間未満（週30時間以上35時間未満）の就労を常態としている		9
		月100時間以上120時間未満（週25時間以上30時間未満）の就労を常態としている		8
		月80時間以上100時間未満（週20時間以上25時間未満）の就労を常態としている		7
		月60時間以上80時間未満（週15時間以上20時間未満）の就労を常態としている		6
②	妊娠・出産	○妊娠中であるか又は出産後間もない（切迫流産などは「疾病」とする）		7
③	(保護者の) 疾病・障がい	疾病・負傷	入院（1ヶ月以上入院を要する）	10
			常時臥床（1ヶ月以上常時臥床での療養を要する）	10
			精神疾患（1ヶ月以上安静加療を要する）	9
			上記以外の安静加療（1ヶ月以上安静加療を要する）	8
			通院療養（1ヶ月以上通院療養を要する）	6
			上記以外で子どもの保育ができない、または、保育が困難である	5
		障がい	身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳の1・2級または療育手帳のA判定程度	10
			身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳の3級または療育手帳のB判定程度	8
			上記以外（身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳の4級以下）で子どもの保育ができない、または、保育が困難である	6
④	(親族の) 介護・看護	入院付添い（医療機関等の指示により1ヶ月以上の入院付添いを要する）		10
		在宅介護	重度障害者の全介護（要介護認定5・4、身体障害者手帳1・2級の親族の介護）を要する	10
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴等の介護）を要する	8
		通院・通所付添い（施設への通院・通所に常時付添いを要する）		6
		上記以外で子どもの保育ができない、または、保育が困難である		5
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている		10
⑥	求職活動	求職活動（起業準備を含む）を断続的に行っている		4
⑦	就学	○学校、専修学校、各種学校等で就学している ○職業訓練等を受けている	○月120時間以上（週30時間以上）の就学・訓練を常態としている	8
			○月60時間以上120時間未満（週15時間以上30時間未満）の就学・訓練を常態としている	6
⑧	児童虐待・DV	○子どもに対する児童虐待のおそれがある ○配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難である		30
⑨	育児休業	育児休業をする場合であって、当該育児休業に係る子ども以外の子どもが保育所等を引き続き利用することが必要であると認められる（町外の保育施設等を利用している場合を含む）		5
⑩	その他	上記①～⑨に類するものと認められる		※ 1

【備考】

※ 1 は①～⑨を準用する。

(2) 調整指数

区分	番号	優先的に保育を行う必要がある事由・状況等		指数
世帯の状況	①	ひとり親世帯	○ひとり親世帯で祖父母と同居していない世帯	15
			○ひとり親世帯で祖父母と同居している世帯	10
	②	生活保護世帯	生活保護世帯（生活保護法による被保護世帯のうち就労により自立が見込まれる場合）	5
	③	育児休業の終了	保護者が育児休業後に復職する（予定を含む）	3
子どもの状況	④	障がい児	入所を希望する児童が障がいを有している	5
	⑤	地域型保育事業の利用	小規模保育事業など地域型保育事業を利用しており、卒園予定である	3
	⑥	兄弟姉妹の同一施設利用	利用を希望する保育所等が、兄弟姉妹が現に保育を受けている保育所等と同一である	4
			兄弟姉妹で新規に同一保育所等の利用を希望する	2
その他	⑦	その他	上記①～⑥に類するものと認められる ○保護者の疾病・障がいの状況、各世帯の経済状況等により保育の必要性が高いと判断できる場合 ○その他特段の配慮が必要と認める場合	※ 2
	⑧	保育料未納者	保育料の未納がある	△ 5

【備考】

※ 2 は状況に応じて個別に判断する。

(3) 同一指数世帯（合計指数が同点の場合）の優先順位

合計指数が同点の場合、以下の順で利用調整を行う。

番号	優先順位
①	「基本指数」の高い順
②	「調整指数」の高い順
③	基本指数の「保育が必要な事由」による順（保護者のうち高い方を選択する。） （児童虐待・DV＞災害復旧＞疾病・障がい＞就労＞看護・介護＞就学＞妊娠・出産＞育児休業＞求職活動）
④	その他の世帯状況（保育必要量、祖父母との同居の状況、家庭の状況など）を勘案し、より保育の必要性が高いと認める順